

○三酸化ヒ素注射液の保管管理及び廃棄について

(平成16年11月26日)

(薬食発第1126002号)

(各都道府県知事・各政令市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局長通知)

三酸化ヒ素注射液(販売名:トリセノックス注10mg)については、平成16年厚生労働省告示第377号(薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件)により要指示医薬品として、また、平成16年9月30日薬食審第0930001号薬事・食品衛生審議会答申により毒薬として指定したところであるが、ヒ素化合物は広く一般に知られた毒物であること、また、心電図QT延長、APL分化症候群等の重篤な有害事象が報告されていることなどから、その保管管理及び廃棄に当たっては厳重かつ慎重な対応が必要である。

については、下記の事項について、貴管内の卸売一般販売業者に対する周知徹底方をお願いする。
記

- 1 卸売一般販売業における標記医薬品の保管管理については、毒薬の取扱いに関する薬事法の規定に基づき、盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。
- 2 使用後の残液及び薬液の触れた器具等は、別添に示す廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)その他の関係法令等に従って適切に廃棄する必要があるため、納品に当たっては、医療機関等へ注意喚起すること。

(別添)

ヒ素及びヒ素化合物の取扱いに関する主な関係法令

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)
- ・ 下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)
- ・ 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年7月13日法律第86号)